山梨県立大学におけるガバナンス・コード

(平成31年3月1日制定 法人第1004号)

山梨県立大学(以下、「本学」)は、「グローカルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」たることを希求し、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

こうした本学の目的を達成するために、(1)社会の実践的な担い手や指導的な人材の育成、(2)地域が抱える諸課題に対応する研究と地域貢献、(3)自主・自律的な大学運営の推進、の3点を基本的な目標としながら、学長のリーダーシップの下、機動性のある意思決定を行い、自主・自律的な判断に基づく、効率的かつ透明性の高い大学運営を行っている。

本ガバナンス・コードは、こうした本学の目的や目標をはじめ、国のガイドラインや「教学マネジメントに係る指針」等の理念に基づき、本学の持続的な成長・発展と中長期的な教学及び経営に係る価値の向上のために、学生、教職員はもとより受験生や地域住民などのステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明で公正かつ迅速な意思決定を行うための仕組みである。

以下、山梨県の発展に寄与することを基本に、教育研究の質の向上、地域貢献、適切な管理運営の実践を行い、大学ガバナンスを実効性のあるものとして、次の6つの基本 原則を掲げる。

基本原則

(修学機会の保障と教育の質の維持)

1.本学のすべての学生が一定の条件の下で経済的な理由等により修学を断念することがないよう、修学機会を保障する。また、高度の教育及び学術研究の府としての大学教育の質を維持する。

(教育の質の保証)

2. 大学全体の教育成果の可視化や学生の学修成果の可視化を実行しつつ、不断の自己 点検・評価を通じて体系的・組織的な大学教育の改善に取り組む。そのための<u>「教学</u> マネジメントに係る指針」を別途策定する。

(内部質保証と教育・財務情報の公表)

3. 提供される大学教育及びその成果が高等教育機関としてふさわしく、また地域や県民のニーズに合致し、期待された成果であり、適正な費用対効果を伴っているかどうかを常に検証・評価し、公表することによって社会や地域に対する説明責任を果たす。

(多様な人材の確保)

4. 幅広い年齢層の多様なニーズを持った学生を受入れる体制を整備するとともに、さまざまなバックグラウンドの教員を採用し、質の高い多様な教育プログラムを実現できるガバナンスを構築する。

(役員の責務)

5. 大学は積極的に外部経営人材を登用するとともに、その役員は、学生、教職員のみならず地域や社会のステークホルダーとの対話を通じて意見等を聴取し、適切な経営に務めなければならない。

(施設等の長寿命化)

6. 大学は施設等の定期点検・診断を行い、その結果を踏まえた基本計画を策定するとともに、当該計画を実行していく行動計画を立て施設等の長寿命化を図らなければならない。